

## 特定有人国境離島地域関係都道県協議会規約

### (名 称)

第1条 この会は、特定有人国境離島地域関係都道県協議会（以下「協議会」という。）という。

### (目 的)

第2条 協議会は、特定有人国境離島地域を有する都道県相互の連絡連携により、特定有人国境離島地域の維持等のための施策の推進を図ることを目的とする。

### (組 織)

第3条 協議会は、特定有人国境離島地域を有する都道県のうち、協議会の目的に賛同する都道県（以下「会員」という。）をもって構成する。

### (事 業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）による事業の促進
- (2) 特定有人国境離島地域の実情調査及び情報収集・交換
- (3) その他、必要と認められる事項

### (役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- 2 会長は、会員の互選により選任する。
- 3 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 設立時の会長は、島根県知事をもって充てる。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

### (会 議)

第7条 協議会の会議は、総会とし、必要の都度、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、第3条に定める会員をもって構成する。
- 3 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関する事
  - (2) 規約の改正に関する事
  - (3) その他、会長が必要と認めた事項に関する事

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、島根県地域振興部中山間地域・離島振興課内に置く。
- 3 事務局に、事務局長を置き、中山間地域・離島振興課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、協議会の連絡調整等の執行にあたる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は令和3年1月12日から施行する。